第4節

林野火災対策

林野火災の現況と最近の動向

平成28年中の林野火災の出火件数は1,027件(前年1,106件)、焼損面積は384ha(同538ha)、損害額は1億5,718万円(同2億5,502万円)であり、いずれも前年に比べ減少している(第1-1-8表)。

例年、林野火災は春先を中心に発生している。この原因としては、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加すること等によるものと考えられる。平成28年は、3月に多くの火災が発生している(第1-1-18図)。

平成28年中は、3月に福島県伊達市において焼損面積38ha、4月に同県南相馬市において焼損面積32haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。

また、平成29年に入ってからも、4月に福島県浪 江町及び双葉町においてあわせて焼損面積75ha、5 月に岩手県釜石市において焼損面積413haの被害を もたらした大規模な林野火災が発生している。

消防庁は、都道府県及び消防機関に対し、「林野火 災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用に ついて(通知)」(平成29年5月10日付け消防特第 104号、消防広第157号)を発出し、十分な警戒及 び迅速な応急対応を行うよう要請している。

林野火災対策の現況

1. 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和 45 年度(1970 年度)から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進している。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で、

林野火災特別地域対策事業計画を樹立し、

- [1] 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林 野火災の予防
- [2] 火災予防の見地からの林野管理
- [3] 消防施設等の整備
- [4] 火災防御訓練等

を総合的に行うものであり、平成 29 年4月1日現在、38 都道府県の 514 市町村にわたる 231 地域において実施されている。

2. 広域応援・空中消火による消防活動

(1) 広域応援・空中消火体制の整備

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、都府県境を越えて拡大することもある。

消防庁では、都道府県や消防機関に対し、林野火災が発生した場合、十分な消防力を迅速に投入するとともに、ヘリコプターによる情報収集や、空中消火を実施するための体制の整備を進め、必要に応じて早期に広域応援要請を行うよう要請している。

(2)空中消火の実施状況

ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域 応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果 的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術 であり、都道府県や消防機関が保有する消防防災へ リコプターや都道府県知事からの災害派遣要請を受けて出動した自衛隊へリコプターにより実施されている。過去 10 年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1 図のとおりとなっている。

林野火災の消火活動には、早期消火・延焼拡大防止の観点から、迅速な応急対応や資源の集中的投入が求められることから、消防庁は、都道府県及び消防機関に対し、「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について(通知)」(平成26年5月16日付け消防特第90号、消防広第117号)を発出し、以下の

取組を要請している。

- [1] 消防本部は林野火災を覚知した場合は、当該 都道府県内の消防防災航空隊に第一報を入れ 情報共有を行い、ヘリコプターの早期出動に備 えること。
- [2] 延焼危険性、活動困難性、人命危険性等から ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判 断した場合は、速やかに当該都道府県内の消防 防災ヘリコプターを要請するとともに、火災規 模等に応じて消防組織法第39条に基づく消防 相互応援協定、さらに同法第44条に基づく大 規模特殊災害時における広域航空消防応援に よりヘリコプターの要請を求めること。
- [3] 当該都道府県内の消防防災航空隊は林野火災の発生の第一報を受けた後、自衛隊に対して適宜情報提供を行う等、緊密な連携を図り、当該市町村長は消防防災へリコプターだけでは消火が困難と見込まれる段階で時機を逸することなく、自衛隊へリコプターの派遣要請を都道府県知事に求めること。

3. その他の対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、たき火、火入れ、放火(放

火の疑いを含む)等人的要因によるものが圧倒的に 多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴う ことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が 重要であり、消防庁では、次の事項に重点を置いて 出火防止対策を推進している。

- [1] 林野周辺住民、入山者等の防火防災意識を 高めること。特に、出火が行楽期等一定の期間 に集中していることから、このような多発期 前に徹底した広報を行うこと。
- [2] 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- [3] 「火入れ」に当たっては、森林法第21条第 1項に基づき必ず市町村長の許可を受けて、そ の指示に従うとともに、消防機関に連絡を取る よう、指導の徹底を図ること。
- [4] 林野所有者に対して、林野火災予防措置の 指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防 運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火 事予防運動 (P. 256 参照) の統一実施期間とし、統一 標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広 報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼びかけ ている。





第

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災の被害軽減を図るため、林野火災用消防施設等(防火水槽(林野分)及び救助活動等拠点施設等(林野火災用活動拠点広場))の整備に対して国庫補助を行っている。

林野火災対策の課題

効果的な林野火災対策を推進するためには、出火 防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施 策を積極的に講じる必要がある。

- [1] 気象台から発せられる気象情報や火災気象 通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘 案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令 を行うなど、火気取扱いの注意喚起や制限を 含めて適切に対応すること。
- [2] 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行うなど、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプタ

- ーによる偵察及び空中消火を早期に実施する ため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとと もに、ヘリコプターによる空中消火と連携し た地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。 また、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を 図ること。
- [3] 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定並びに効果的な部隊の運用、情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を、GIS(地理情報システム)の活用等も視野に入れて整備すること。
- [4] 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- [5] 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。



岩手県釜石市の林野火災(平成29年5月) (岩手県総務部総合防災室提供)



岩手県釜石市の林野火災へ出動する 秋田県消防防災へリコプター (秋田県消防防災航空隊提供)